

国民年金についてのお知らせ

～国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで～

「10年の後納制度」
平成27年9月30日終了



「5年の後納制度」
平成27年10月1日から3年間

- ▶ 老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度は利用できません。
- ▶ 「5年の後納制度」を利用する場合は、申し込みが必要です。

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです。(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません。)この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。詳しくは、お問い合わせください。

☎お問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570-011-050
留萌年金事務所 ☎ 0164-43-7211・fax 0164-43-2289
福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)・fax 62-1219

北海道が実施する助成制度等のご案内

重度の要介護の方・障がい者の方・妊産婦の方に商品券(5,000円分)を配布します

今年度、北海道では経済的な負担を軽減するため、一定の要件を満たした要介護の方、障がい者の方、妊産婦の方で、申請をされた方に対して北海道内の取扱店をご利用いただける商品券(利用期間/平成27年10月1日～平成28年1月31日)を配布します。詳細は、お問い合わせください。

給付対象の方

▶ 要介護・障がい者の方

平成27年4月1日時点で北海道または道内市町村が認定している次の方

- ・ 要介護認定3以上の方
- ・ 障害支援(程度)区分4以上の方
- ・ 特別障害者手当
- ・ 経過的福祉手当
- ・ 特別児童扶養手当受給の方

▶ 妊産婦の方

平成27年1月1日～平成27年12月31日までの期間に「母子健康手帳」を交付された方で申請時に北海道に住所を有する方

お問い合わせ

(特設HP) <http://www.heartful-premama-hkd.jp>
(重度の要介護の方、障がい者の方)
ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業事務局 ☎ 011-330-8041
(妊産婦) 健康支援課保健係 ☎ 62-6020

先天性風しん症候群予防のため抗体検査料を助成します

北海道では、妊娠を希望する出産経験のない女性等を対象に風しん抗体検査料を助成します。

対象者 羽幌町に在住の方のうち

- 妊娠を希望する出産経験のない女性
- 妊娠を希望する出産経験がなく、かつ抗体のできない女性の配偶者(事実上婚姻関係のあるものも含む)並びに同居者
- 妊婦(抗体価の低い)の配偶者並びに同居者
ただし、「過去に風しん抗体検査を受けたことがある」、「過去に2回風しん予防接種を受けている」、「検査により風しんと判断されたことがある」方は除きます。

助成限度金額 検査方法によって変わります

・ E I A法 6,690円 ・ H I法 5,250円
(どちらかの検査方法により1回のみ)

実施期間 平成27年8月3日～平成28年3月10日

申請書提出期限 平成28年3月15日(必着)

申請書の提出方法、協力医療機関等詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ 留萌保健所 ☎ 0164-42-8324